

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当受給事由消滅処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して平成 31 年 1 月 4 日付けで行った児童手当法（以下「法」という。）による児童手当受給事由消滅処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分の違法、不当を主張している。

請求人は、本件児童に対し、事実上の生計中心者でありますから、本件処分は、違法、不当です。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項により、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和元年 5 月 1 6 日	諮問
令和元年 6 月 2 5 日	審議（第 3 4 回第 4 部会）
令和元年 7 月 2 3 日	審議（第 3 5 回第 4 部会）
令和元年 8 月 2 7 日	審議（第 3 6 回第 4 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法 4 条 1 項 1 号によれば、児童手当（以下「手当」という。）の支給要件について、手当は、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するものに支給すると規定されている。

規則 7 条 1 項によれば、手当の受給者は、手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に届け出なければならないとされている。

そして、規則 1 0 条によれば、市町村長は、手当の受給資格についての処分を行ったときは、文書で、その内容を手当の受給者に通知しなければならないとされている。

- (2) 「市町村における児童手当関係事務処理について」（平成 2 9 年 7 月 1 9 日付府子本第 5 8 6 号内閣府子ども・子育て本部統括官通知別添の「児童手当市町村事務処理ガイドライン」。以下「ガイドライン」という。） 2 2 条によれば、受給事由消滅届の提出がない場合においても、公簿等によって手当の支給事由が消滅したものと確認したときは、職権により支給事由消滅

についての処理をすることができるとされている。

- (3) そして、「児童虐待・DV事例における児童手当関係事務処理について」（平成24年3月31日付雇児発0331第4号（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）。以下「事務処理通知」という。）第二・1によれば、市町村は、配偶者から暴力を受けたと訴えている者（以下「申請者」という。）が、「現に申請者が専属的に児童の監護を行っており、かつ生計同一である場合」等には、申請者の配偶者（以下「配偶者」という。）は手当の支給要件に該当しないものと判断できることから、ガイドライン22条に基づき、（配偶者に対して、ガイドライン22条に基づき、職権による手当の支給事由消滅の処理を行うとともに）申請者に対して、手当の申請の援助・審査等を行うこととされている。なお、事務処理通知第二・2によれば、上記の場合、①申請者の新住所地の市町村は、この旨確認できる書類を都道府県へ送付すること、②①の通知を受けた都道府県は、配偶者の住所地の都道府県に対してこの旨通知すること、③②の通知を受けた配偶者の住所地の都道府県は、配偶者の住所地の市町村に対し、ガイドライン22条に基づき、職権により手当の支給事由消滅の処理を行うよう、通知すること、④③の通知を受けた配偶者の住所地の市町村は、ガイドライン22条に基づき、職権により手当の支給事由消滅の処理を行うこと、とされている。

- (4) なお、ガイドライン及び事務処理通知は、いずれも、地方自治法245条の4に規定する技術的な助言であり、法の解釈運用指針として合理的なものと認められるものである。

- 2 これを本件についてみると、処分庁は、平成30年11月29日に東京都から本件通知を収受しており、本件通知には、「申請者」欄に請求人の妻の氏名が、「申請者により監護されている児

童の氏名」欄に本件児童の氏名が、「配偶者」欄に請求人の氏名及び住所が記載され、「配偶者からの暴力を訴えている事例」の「該当する事例」欄は「その他」に該当するとされ、「該当年月日」欄に「平成30年11月11日」、そして、備考欄に「支援措置確定日 平成30年11月11日」及び「同居優先該当日平成30年11月11日」とそれぞれ記載されていることが認められる。

そして、本件通知を受けたことから、処分庁は、上記1の法令等の規定に基づき本件処分を行ったものと認められる。

そうすると、本件は、請求人の妻による「配偶者からの暴力を訴えている事例」であって、上記（1・2及び3）が規定する、配偶者に対して、ガイドライン22条に基づき、職権による手当等の支給事由消滅の処理を行うべき具体的事例として挙げられている、「現に申請者が専属的に児童の監護を行っており、かつ生計同一である場合」に該当するものと認められる。

したがって、本件通知を受けた処分庁が、請求人については本件手当の支給事由が消滅したものと判断し、支給事由が消滅した日を本件通知に基づき「平成30年11月11日」として、職権で本件手当の支給事由消滅処理を行った本件処分は、上記1の法、規則及び法の技術的助言であるガイドライン等に基づいてなされた適法かつ妥当なものであるものと認められ、これを違法又は不当とすることはできない。

3 請求人は、上記第3のことから、本件処分は違法、不当である旨主張する。

しかし、請求人が本件児童を監護、養育しているとの主張を裏付ける証拠がない以上、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

本件処分の理由を「受給要件を満たさなくなったため」と記載した点について、理由の提示の程度に関する一般的な基準に照らすと不十分であるようにも思われるが、本件は、「配偶者からの暴力を訴えている事例」として東京都から通知された案件であって、処分庁が事例の特殊性に鑑み、関係者に特段の配慮を行うため、理由の記載を上記の程度にとどめたことにも、やむを得ない事情があったと考えられる。

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美